

認定NPO法人 うりずん 賛助会員年会費・寄付金 申込書

領収日 平成 年 月 日

認定NPO法人うりずんの活動および趣旨に賛同し、年会費・寄付金を申込みます。
 下記項目に該当する箇所の記入をお願いいたします。（*項目は必ずご記入ください）
 会員NO.

ふりがな * お名前	印		
* ご自宅の住所 (勤め先でなくお名前の住所)	〒 -	メールアドレス	
	Tel ()	Fax ()	()
(お勤め先)	〒 -		
賛助会員のお申し込み	<input type="checkbox"/> 賛助会員 個人 年会費 3,000円 (全額寄付金となります) <input type="checkbox"/> 賛助会員 団体 年会費 10,000円 (全額寄付金となります) * 匿名のご希望(<input type="checkbox"/> します <input type="checkbox"/> しない)		
ご寄付のお申し込み	<input type="checkbox"/> 寄付金額 円 * 匿名のご希望(<input type="checkbox"/> します <input type="checkbox"/> しない) * 下記の①～④より1つご指定ください <input type="checkbox"/> ①一般寄付(使途自由) <input type="checkbox"/> ②スロープ車うりぼう号の購入 <input type="checkbox"/> ③子どもと家族のための地域拠点整備 <input type="checkbox"/> ④外出支援(修学旅行など)		
その他	当団体のことをどちらでお知りになりましたか <input type="checkbox"/> 知人() <input type="checkbox"/> 当団体のホームページ <input type="checkbox"/> 当団体の通信 <input type="checkbox"/> 新聞・雑誌・報道など <input type="checkbox"/> 研修・講演会など <input type="checkbox"/> その他()		

きりとり

きりとり

★うりずんへの寄付と賛助会費は確定申告の際、寄付金控除が受けられます。

うりずんなどの認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に対する寄付は、下のような寄付金控除が受けられます。確定申告の時に寄付金控除に関する事項を記載し、うりずんの発効する領収書を添付して提出してください。(申告の手続き方法については最寄の税務署等にお問合せください)

最大50%税金が戻ってきます。

(1)個人が寄付した場合

<所得税> (寄付金の合計額-2,000円)×40%が税額控除されます。(上限:所得税の25%)

<住民税> 宇都宮市の場合:(寄付金の合計金額-2,000円)×10%が税額控除されます。

※自治体によって異なりますのでお住まいの自治体にお問合せください。

<相続税> 相続または遺言により財産を取得した方が、取得した財産を相続税の申告期間内に寄付した場合、寄付した財産には相続税が課税されません。

(2)法人が寄付した場合

特別損金として算入できます。

限度額: 資本金×(当期の月数÷12)×0.375%+(所得の金額×6.25%)

※ 申告手続きについては、最寄の自治体の税務課、税務署等にお問合せ下さい。

国税庁のウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1263.htm>)にも詳細が掲載されています。

※ 確定申告の際には、うりずんが発行する領収書(認定番号入り)が必要です。